

都市再生整備計画(精算報告)

植木中央地区

熊本県 熊本市

平成22年5月

都市再生整備計画の目標及び計画期間

都道府県名	熊本県	市町村名	くまもとし 熊本市	地区名	う え き ち ゅ う お う ち ゅ く 植木中央地区	面積	98.2 ha
計画期間	平成 17 年度 ~ 平成 30 年度	交付期間	平成 17 年度 ~ 平成 21 年度				

目標

大目標： 植木町の「顔」となる地区として、シンボル性の高い魅力的でかつ安全・快適な都市空間を創造するまちづくり

目標1	快適で住み良い市街地空間の形成を図り、中心市街地再生の先導を果たす
目標2	都市基盤施設の整備改善による快適性・利便性および防災性の向上を図る
目標3	地域住民が積極的にまちづくり活動に参加・協力し、地域の課題を自ら解決する自立したまちづくりを目指す

目標設定の根拠

まちづくりの経緯及び現況

・当地区は、熊本市の北部に隣接した地区であり、南北方向に国道3号と東西方向に国道208号が走り、その沿道に商業系及び住居系用途を中心として形成されているが、近年の商業環境の変化、モータリゼーションへの対応の遅れ等を背景として中心市街地の衰退や空洞化が進んでいる状況である。

・植木町振興計画(H12～H22)において、土地区画整理事業によるまちづくりに努める地区として位置づけられ、植木町都市計画マスタープラン(H9年度策定)及び中心市街地活性化法に基づく基本計画(H10年度策定)において、土地区画整理事業による道路等の整備を行い、中心部の交通渋滞の緩和対策及び旧国道3号沿道商店街の商業環境の改善を早急に図るべき地区として位置づけている。

・地区内の商店街においては、近年、空き店舗や空き住居が増加し、伝統を引き継いできた商店街の活力低下が目立っている。さらには、当地区には、老朽化した家屋及び小規模な宅地が混在しており、地区内には幅員4m未満の狭隘な道路が多数ある。その様な状況の中、平成6年には町中心部で火災が発生し消火活動に支障を来した経緯があり、平成11年度には土地区画整理事業計画区域の拡大を図ったところである(87ha→90ha)。

・当地区においては、商店街を中心とした地元住民からまちづくりに対する期待度が高まり、平成10年度に中心市街地活性化基本計画を策定し、市街地での活動を活性化させるためまちづくり株式会社が設立(H12年度)され、商店街の活性化と快適な都市環境の整備及び都市防災機能の向上を目指して平成11年度に「植木中央土地区画整理事業(17.5ha)」に着手し、地元においても区画整理促進協議会が設立され勉強会など積極的な取り組みも活発になっている。

課題

中心市街地の「顔」としての人が集まり、憩える拠点づくりと道路網・公園等の整備による都市防災機能の向上と快適性の確保及び住民のまちづくりへの参加と協力による中心市街地の賑わいを再生することが最大かつ緊急の課題である。

・当地区は、立地条件に恵まれ古くから町の中心市街地街として栄えてきたが、近年は空き店舗・空き住居の増加とともに市街地の空洞化・商業環境の悪化が進んでいる。また、市街地内に情報交換等の交流の場がないことなどから市街地の活力低下が目立っている。住民の情報の発信拠点の場として地域交流施設等の整備を行い、地域住民が誇れる町の「顔」としての生活都市空間形成により来街者の動線を築き、中心市街地の賑わいを再生することが必要である。

・また、公園などの人が集まり憩う場がないことや町中心部の慢性的な交通渋滞を引き起こし市街地内のスムーズな移動に支障を来すなど都市機能が十分に機能していない。そのため、道路・公園緑地など生活基盤を含めた各種都市施設の整備・再配置を行い、市街地内のアクセスの強化を図るとともに利便性の高い中心市街地を形成する必要がある。

・防災面については、地区内に老朽化した家屋も多く点在していることから、火災発生時の延焼等の危険性が高く、狭隘な道路が多いため緊急車両の通行にも支障を来すなど生活道路としての機能を十分に果たしていない。そのため交通基盤の再整備を行い都市防災機能の向上を図ることが必要である。

・当地区のまちづくり活動への参加者は、まだ充分ではなく、今後整備する公園緑地・歩道などの清掃活動など様々な地域の課題が懸念される。この課題解決に地域で取り組むため、住民の自治意識の高揚を図る活動支援を行い、住民主体のまちづくりを推進することが必要である。

将来ビジョン(中長期)

魅力ある商業及び住環境の整備により、利便性と快適性を併せ持った中心市街地・中心商業地に再生する。

・植木町総合計画では、安全で快適な都市環境と機能的な市街地形成を図る地区として位置づけられ、公園緑地の適正な配置と整備、誰もが活動に参加できるコミュニティ活動の支援・施設整備が方針とされている。

・都市マスタープランにおいては、土地区画整理事業を推進し、集積度の高い商業・業務地区の形成を図り、また、植木町の「顔」となる地区として、シンボル性の高い魅力的で快適な都心空間の整備を推進する地区として位置づけられている。

・中心市街地活性化基本計画の基本方針においては、交通体系の確立を図り、個性豊かな居住空間・商業集積が同居し、互いに育てあう環境を整え、植木町の「顔」として町内外からの期待に応えられる中心市街地の形成を目指すとしている。

目標を定量化する指標

指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
交差点事故件数	件	交差点改良に伴う事故件数の実績	地区内交通のネックであるクランク交差点の改良整備による交差点内での事故減少を指標とし、事故件数の2割減を目標とする。	25	H16	20	H21
住環境満足度	段階	住民アンケートによる住環境の満足度	道路、公園等の公共施設を改善し、住環境・都市防災機能の向上により利便性・安全性を併せ持った市街地を整備し、地域住民の住環境の満足度の1段階アップを目指す。	3	H16	4	H21
狭隘道路率	%	地区内道路総延長に対する4m未満の道路延長の割合	都市防災機能の向上を図るため、車両等が通行出来ない4m未満道路の整備による狭隘道路延長の減少を指標とし、狭隘道路率10%の減を目標とする。	23.4	H16	12.9	H21
地域住民による清掃活動などのまちづくり活動への参加者数	人	中心市街地にふさわしいまちづくり活動への	地域住民による清掃活動などのまちづくり活動に対するボランティア人数を増やすことにより、まちづくり活動の活性化を図る。	20	H16	25	H21

都市再生整備計画の整備方針等

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
整備方針1(交通渋滞の解消及び安全性の向上)	
<p>・幹線道路の拡幅及び歩道等の整備により、交通渋滞の解消・交通網の改善・交通結節機能強化と安全性の向上を図り、快適で住み良い市街地空間の形成を図り、中心市街地再生の先導を果たす。</p>	<p>土地区画整理事業(提案事業・関連事業／市) 高質空間形成施設(基幹事業／緑化施設等)</p>
整備方針2(快適性・利便性及び防災性の向上)	
<p>・緊急車両等の通行に支障を来している狭隘道路をなくすための区画道路の整備による消防活動範囲の拡大と災害時の緊急避難所としての機能を有する公園の配置により、住民が安心して暮らせ、利用できる中心市街地にふさわしい都市防災機能の向上を目指す。</p> <p>・各種都市施設の再配置と併せて、人が集まり憩うスペースとして、公開空地・公園緑地等の生活基盤施設を整備し、来街者の動線を築くことで街に活気を与え、商業地の活性化を図る。</p>	<p>土地区画整理事業(提案事業・関連事業／市) 公園(基幹事業／街区公園) 植木町公共下水道事業(関連事業、市)</p>
整備方針3(住民主体のまちづくり)	
<p>・住民の自治意識の高揚や組織・リーダーの育成を支援し、街並み協定などの取り組みにより公園緑地や歩道の清掃などの地域課題に地域自ら解決できる地元住民主体のまちづくりを目指し、併せて商業地の活性化に継ぐためにワークショップの開催や専門家の派遣などを取り組み、植木町内外のニーズに応えられるまちづくり整備の方向性の検討を行う。</p>	<p>まちづくり活動推進事業(提案事業／ワークショップ、専門家派遣) 事業活用調査(提案事業／事後評価調査)</p>
<p>その他</p> <p>○事業終了後の快適で美しい街並み景観づくりの方策について 快適で美しい街並み景観の維持・向上を図るため、住民発意で計画期間中に検討する街なみ協定等を具体化し、道路に設置される植栽スペースの管理や道路のごみ拾い等の清掃活動を自主的に行うルール作りを行い、地区計画策定として取り組んでいく。また、中心商業地としての存在をアピールするためのソフト活動などに取り組み、商業地全体の活性化を図る。</p> <p>○各種施設の設計にあたっての住民意向の反映について 中心市街地の幹線道路の歩道、街かど広場、メイン広場としての公園や地域交流センター等の整備にあたっては、地元まちづくり組織を主体としたワークショップ等を開催し、住民意向を反映しながら実施に向けた内容の検討・精査をしていく。</p> <p>○交付期間中の計画の管理について 交付期間中において各種の事業を円滑に進め、目標に向けて確実な効果をあげるために、町と第3セクターにて設置のまちづくり会社を始めとした地元住民が協議して、毎年、事業成果について評価や事業の進め方の改善等を行うための検証を実施する。また、事業進捗状況については、広報や地区内に発送している「まちづくりニュース」を利用し、随時、情報公開する。</p> <p>○事業終了後の継続的なまちづくり活動について 事業完了後、本地区のまちづくりのあり方を住民の視点で検討する場としてまちづくり会社等による会合を活用し、まちづくり交付金により整備された施設の利用実態の検証や地域のまちづくり勉強会、先進地視察、専門家の招へいによる講演会の実施を行っていく。</p>	

